

緊急経済対策の実施及び地域経済の活性化に関する提言

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の実施及び地域経済の活性化等を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国民・住民の生活、地域経済や雇用情勢に深刻な影響をもたらしている厳しい経済雇用状況に対して、新成長戦略の具体化など、補正予算及び関連法案の早期成立を図るとともに、引き続き切れ目なく通常予算の編成を通じ効果的で迅速な対策を実施すること。

さらに、都市自治体が地域の実情に応じて機動的かつ積極的にきめ細やかな経済対策が行えるよう、自由度の高い交付金の拡充などの措置を講じること。

2. 中小企業等対策

- (1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。併せて、都市自治体を実施する金融支援施策や制度融資に伴う損失補てん金などについても財政措置を講じること。
- (2) 平成 22 年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、さらなる拡充を図ること。

また、既存の融資制度やセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

- (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

また、地域経済の活性化に有効な役割を果たしている「地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）」の制度存続を図ること。

- (4) 商店街等の活性化のため、施設整備やソフト事業に対する財政支援措置の充実を図ること。

3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進

- (1) 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、住宅用発電設備の設置

などに対する財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車などの普及促進に対する財政支援措置の拡充を図ること。

(3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。

また、グリーン電力証書制度の健全な運用を確保するための支援を講じること。

4. 電源立地地域対策

(1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額などの拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

(2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 地域経済を活性化するため、半島振興法などに基づく減収補てん措置の延長など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境のさらなる改善や関係機関の機能強化を図ること。

6. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

7. 地域ブランド商標の海外における保護について、一元的な監視体制を整備するとともに、個別に問題が発生した場合における支援施策の充実を図ること。

また、地域ブランドを海外に向けて発信するに当たり、世界的なマーケティング展開が可能となるようさらなる支援策を講じること。

8. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。

9. 離島における地域コミュニティの活性化や地域交流を図り、移住や若者の定住を促進するため、レクリエーション施設等の整備促進など、さらなる離島振興の推進を図るとともに、財政措置を拡充すること。

10. 公共施設等の活用を希望する民間企業者等に対する財政支援措置を拡充するとともに、未活用公共施設のデータベース機能など幅広く有効な活用ができるような対策を講じること。

11. 平成 23 年度予算概算要求において廃止とされた地域再生基盤強化交付金は、住民の日常生活に密着した社会資本整備事業を展開していく上で、その果たす役割は極めて大きいものがあることから、早急な代替措置を講じること。